

令和6年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R6. 7. 17	R6. 7. 31	(1) 取材案内 (2) 旅費請求内訳書	14		1					1									(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。 (7条6号) 公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	子供政策連携室 総合推進部総務課